

# 「障害の社会モデル」再考

— ディスアビリティの解消という戦略の規範性について —

星加 良司

「障害の社会モデル」の知見によれば、ディスアビリティという社会現象は、社会的因子（社会的な価値や規範）と個人的因子（インペアメント等の身体的・精神的・知的特徴）との特定の関連の仕方において生じている。したがって、ディスアビリティを解消しようとする営為は、その関連の仕方を組み替えることであり、同時に別様のディスアビリティを更新することでもある。本稿はこの点を踏まえて、ディスアビリティの解消という戦略に潜在する規範について考察することを目的とする。

## 1 はじめに

障害学 (disability studies) の大きな成果の一つに、「障害の社会モデル」(以下「社会モデル」と略記) の提起がある<sup>1</sup>。それは、「障害」のディスアビリティの位相に照準して、その解決を社会に帰責する障害者解放の理論的枠組みであり<sup>2</sup>、従来の「障害の医療モデル」(以下「医療モデル」と略記)<sup>3</sup>において、「障害」のインペアメント(身体的・精神的・認知的な個人の機能不全)の位相が殊更に取り出され、その克服が障害者個人に帰責されてきたことに対する、当事者からの問い直しの主張を反映したものである。この「障害」をめぐるパラダイム転換によって、従来インペアメントに起因する「個人的」な問題として扱われてきた障害者問題は、その社会的な解決が進んでいないことのみならずその発生が社会に源泉を持つという意味で、きわめて「社会的」なものとしてクローズアップされて

きたのである。そして、これは「障害」をめぐる問題に対する社会学的アプローチの余地を拡大する変化でもあった。

この「社会モデル」に対する批判としては、障害学の第二世代と呼ばれる研究者の議論がある (Morris [1991]; Crow [1996])。そこで主に指摘されるのは、「社会モデル」がインペアメントについて語ることを封殺し、個人的な経験・感覚・感情を隠蔽・抑圧する機能を果たしているということである。こうした指摘は、とりわけ個々の障害者が経験する困難について考えようとする研究にとって重要なものである<sup>4</sup>。インペアメントの問題はさしあたりディスアビリティの解消の如何に関わらず生じているのであり、その経験をアイデンティティの内にとどのようの意味付けるかということは、「障害」をめぐる問題の把握に不可欠な視点であるといえる。

しかし、これとは別に、「社会モデル」そのものによって何が目指されていることになるの

かについての考察も重要である。そこで問われるのは、ディスアビリティの解消はどのような意味で可能なのか、ということであるのだが、こうした観点による「社会モデル」の理論的精緻化は不十分なものである。「社会モデル」においてディスアビリティは社会的に解消可能なものであり、その解消は社会の責任において目指されるべきであるとされる。そこでは特定のディスアビリティを解消することが少なくともディスアビリティの総量を減少させることであるという暗黙の前提があり、その意味であらゆるディスアビリティの解消は端的に望ましいことであるとされているように見える。しかし、実際にはディスアビリティの解消を目指す戦略に関連して、様々なレベルの批判や対立があることも事実である。巷間流布している「社会モデル」的な言説、とりわけ社会福祉学の領域で概説的に語られるそれは、個々の特定の「障害」についてディスアビリティを解消するための知見を提供してはいるが、他方でその前提となっている価値選択に内在する規範に無自覚であるために、そこに生じるコンフリクトに焦点を当てることができない。

本稿はこうした認識に立って、「社会モデル」におけるディスアビリティの解消という戦略に潜在する規範に着目する。まず、ディスアビリティが社会の価値体系との関連において生じているために、その解消を目指す主張も価値選択を迫られることを確認し（2節）、具体的な事例においてその規範的問題の生じる構造を示す（3・4節）。その上で、特に「自己決定」に関連する価値選択の正当性について、若干の試論を展開して本稿の立場を明らかにし、ディスアビリティ把握についての新たな視点を導入する（5節）。本稿でのこれらの検討は、「社会モデル」の用いられ方に関わる規範性についての研

究に向けての予備的作業として位置付けられるものであると同時に、「社会モデル」において対象とされるディスアビリティと、そこから認識的に切断されてきたインペアメントとの接点についての理論的な前提を明確化することに貢献し得るものであると考える。

## 2 ディスアビリティ概念の検討

まず、「社会モデル」が焦点を当てるディスアビリティとはどのようなものであるのかについて検討したい。それは文字通りに言えば「できないこと」であると考えられるが、ここではもう少し敷衍して、社会的な活動を行う際の困難や不利益のことである、とひとまず考えておこう。

ディスアビリティとは、作為的、不作為的な社会の障壁のことであり、それによって引き起こされる機会の喪失や排除のことであり、だからディスアビリティを削減するための負担を負おうとしない「できなくさせる社会 disabling society」の変革が必要だと主張されたのである。（石川 [2002b:26]）

ここでディスアビリティは、「社会の障壁」とそれによって生じる「機会の喪失や排除」として把握されているが、ここから次のような含意を読み取ることができる。すなわち、「社会の障壁」は多くの人（健常者）にとってはそうでもないとしても、障害者にとっては「機会の喪失や排除」を帰結するのであり、社会のある特定のあり方は、ある特定の個人・集団に不利益をもたらす、ということである。このように理解すると、「できないこと」は個人的因子と社会的因子との特定の関連の仕方において生じてい

るのであり、「社会モデル」はその社会的因子に着目することの重要性を主張している、ということが分かる<sup>5</sup>。社会のあり方が変更されれば、「できない」ことであったことが「できる」ようになることもあるし、「できない」ことがもはや問題とされなくなるかもしれない。そのときディスアビリティは解消されていることになるのだから、ディスアビリティの問題を社会のあり方の問題として把握することも可能なのである。

ここで問題とされるディスアビリティには、少なくとも二つの水準のものが含まれると考えられる。第一に、あることが「できない」ことによって、より上位の目的が実現できない場合がある。「移動できない」ことで「コンサートに行けない」状況が生まれる場合や、「働けない」ことで「食べていけない」状態になる場合などが、これに当たる。第二に、あることが「できない」こと自体が不利益である場合がある。「移動できない」ことや「働けない」ことは、そのことが更なる不利益につながらないとしても、それ自体否定的なことであり得る。

この二つの水準のディスアビリティのうち、第一のものについては立岩 [2002] によって詳細に検討されている。そこでは、「できないこと」の問題には目的のレベルと手段のレベルとがあるという前提の上で、手段のレベルでは「できる」のが私である必要はなく、ある特定的手段である必要もないのだから、手段レベルの「できないこと」が目的レベルのそれへと結びつけられるのは社会のあり方の問題であると主張される。手段と目的との結びつきは本来一様でないはずであり、それを特定の仕方で結びつけるのは社会が用意した規則に過ぎないということである。本稿ではこの議論を踏まえつつ、主に第二の水準で問題とされるディスアビリテ

ィについて考察を深めてみることにしたい。

ここで確認しておきたいのは、「社会モデル」におけるディスアビリティの扱われ方には、二重の意味で規範性が付着しているということである。まず、ディスアビリティが解消されるべきものとして想定されているという点で、それは規範的な主張を含む。社会制度の背後には前提となる価値体系（何が望ましいものであり、何が望ましくないのかを規定する枠組み）があり、その中で「できないこと」は生み出されている。つまり、価値体系に照らして望ましいことが「できない」、ということが問題化されるのだが、この「できないこと」自体はいかなる社会においても不可避免的に生じる<sup>6</sup>。社会制度においてある価値を前提として、それを実現すべく様々なサンクションの体系が準備されることは、その価値を実現する能力を成員に要求することを意味し、その能力が低いとされることは社会的に否定的な意味を付与されることになるのである。しかし、そこで能力が低いとされること（「できないこと」）が否定的であったとしても、その否定性は常に不当なものとして告発されるわけではない。問題はディスアビリティという現象として現れる不利益が、解消されるべきものの、不当なものに見なされているということなのであり、その意味でディスアビリティが議論される時、それは既に規範性を含んでいることになる。このことを踏まえると、「社会モデル」において議論の対象とされるディスアビリティとは、社会的活動を行う際の「不当な」不利益や困難のことであるといえる。

次に個々の特定のディスアビリティについて、どのようなディスアビリティをどのように解消するのかという戦略における規範性がある。それは、ディスアビリティの不当性を何に関するどのような基準で判断するのかという問題と関

連しており、常に論争的であり得る。ある特定のディスアビリティの解消を目指すこと<sup>7</sup>には、解消されるべきディスアビリティの選択の問題や、それが解消された社会をどのようなものとして構想するかに関わる問題など、幾つかの規範的な問いが付随している。それを踏まえれば、特定の「障害」についてディスアビリティの解消を目指すことは、同時にディスアビリティを更新してしまうことをも意味するのである。このことについては次節以降で詳述することになるが、これはいかなる社会においても何らかの価値を前提とせざるを得ず、ある価値の相対化が新たな価値の選択を伴うものである以上、必然的な帰結とも言える。フィンケルシュタイン (Finkelstein [1981]) は寓話の中で障害者の村においては「健常者」が「障害者」に変化してしまうことを描いて「社会モデル」を説明したが<sup>8</sup>、それもこのことと深く関連している。そうであるならば、あるディスアビリティの解消は、それに伴って生じる新たなディスアビリティの局面をも考慮に入れた規範的な選択の問題となる。では、次節からはこのことを具体的に見ていこう。

### 3 「労働」をめぐるディスアビリティ

まず、「労働」をめぐるディスアビリティ、すなわち「働けない」という事態について考えてみよう。障害者は求められる能力が不足しているという点で、雇用際に不利益や困難を被ることがある。しかし、少なくともその一部は、障害者が働くための環境整備において適切な対応がなされていないことに起因しており<sup>9</sup>、その是正が必要であると主張される。

この問題についての1つの現実的な成果として、ADA (Americans with Disabilities Act、障

害を持つアメリカ人法) の成立がある。これはディスアビリティの解消という文脈でしばしば言及される。1990年に施行されたこの法律は、障害者に関する包括的な差別禁止法であり、その成立には公民権運動の影響を受けつつ多くの障害者団体が力を結集して関与した。その内容は、障害者に対する社会的排除を是正する義務を政府・自治体や民間企業に幅広く課すものであり、例えば雇用に際しては「有資格の障害者」(qualified disabled persons)<sup>10</sup> に対して「適切な配慮」(reasonable accommodations) が提供されなければならないと規定している。これは、職業に関する能力評価において、様々な基準のうちその本質的な要素だけが用いられるように、その他の要因を除去することを目的としたものである。

これは、前節で指摘した第二の規範性と関連しており、「働くこと」に価値があることを前提としつつ、その価値を実現するために必要であるとされる個々の評価基準のセットを適切なものにすることによって、「できない」状態からの脱却を図ろうとするものであるといえる。従来労働能力の基準とされてきたもののうち、一部は「本質的」でないものとして評価基準から外れ、「本質的」とであると選択された諸基準だけが労働能力を評価するために用いられることになる<sup>11</sup>。

この限りでは、従来「できない」とされてきた障害者のうち一部の人にとっては「できる」可能性が開かれ、依然として「できない」人も事態に変化がないのだから、こうしたディスアビリティの「削減」は無条件に望ましいことであるように見える。しかし、実際にはこれは新たなディスアビリティの局面を現出させることになる。それは第一に、そこで取り出される「本質的な要素」に関する能力の高低が問題と

なるということである。何がその職業にとって本質的な要素とされるかは社会的に決定されるものなのだから、それは一義的には定まらない<sup>12</sup>。そのように「本質的」な要素が常に論争的なものであるならば、そこで「本質的」とされた能力が相対的に低い人々にとっては、それによって生じる不利益をディスアビリティと捉えることも可能である。つまり、ある障害者が「できる」ようになったときに「できない」と見なされるようになる人がおり、そのような人たちで新たに雇用における不利益や困難を「不当な」ものとして経験する人がいるということである。

第二に、「できない」状態に留まり、その限りで変化がないように見える人々にとっても、ディスアビリティの持つ意味が変容し得ることである。例えば花田は、ADAに懐疑的な立場から次のように言う。

こと雇用に関しては、「本来の業務」と限定した上にしろ、一般企業の雇用水準が認められた者、だけに対象を絞っているのだ。企業経営を主にした雇用の本質からすれば当然のことなのだが、一定の能力を認められた者を排除してはならない、はいいのだが、あまりにそれだけを強調されると、つい、それ以外の人はどうしてくれるのだ、どうなってもいいと言うのか、なんて反発したくもなってしまうし、そこに一種の能力主義的なものを感じずにはすまなくなるのだ。(中略) 経済効率に価値観を置く限り、重度障害者はまさに救いようがないのだ。(花田[1991:128-129])

ここで重度障害者の切捨てが問題とされているのは、ADAの理念によって彼らが新たに排除されるからであるというよりも、むしろその理

念が主張される過程で「能力主義的なもの」がより強力な抑圧として機能するという実感に基づいたものであろう。一つには、「できる」状態の実現が目指される中でその能力がよりいっそう価値化されそれに伴って自らの否定性が強化されることへの懸念であり、またより多くの人が「できる」状態になることに伴う相対的剥奪感であるかもしれない。いずれにせよ、この指摘は、「できない」状態そのものは同じであっても、それに対する意味付けがより否定的なものへと変容する可能性があることを示している。

特に日本の障害者運動の一部は、この「働けないこと」を起点にした主張を展開してきたのであり、その中で労働能力の評価基準の問題ではなく、労働能力が過度に価値化されることに対する批判的な主張を行ってきたのである<sup>13</sup>。それは次節で見る「自立」をめぐる主張に連続している。

#### 4 「自立」をめぐるディスアビリティ

次に、自立生活運動における「自立」の主張について考えてみる。それは、身辺自立や職業的自活を「自立」であると見る伝統的な自立観に対して、「自己決定」によって自らの生活をコントロールすることこそが「自立」であるとして、そのような意味での「自立」を志向するものであるとされる。その中では、「自立」にとって必要な能力は自由に身体を動かし労働する能力ではなく、このように活きたいと願う意志を持っていることであるとされ<sup>14</sup>、そうした「自立」を実現するための社会的なシステム(介助の供給システムや社会のバリアフリー化等)の構築が目指されている。

この「自立」に関しては、その意味内容が身

辺自立・職業的自活から「自己決定」としての自立へとシフトしたという理解が一般的になされる。「自立」が価値あるものであるという前提の上で、その状態はADL (Activity of Daily Living、日常生活動作) や労働の能力によって構成されるのではなく、「自己決定」の有無がその本質的な要素であるとされたのである。この「自己決定」は、新たな自立観のキーワードとして注目され重視されてきた。

しかし、この自立観の転換は、「自立」の要素としての「自己決定」の条件をめぐる意味内容の変化として理解する方が正確であろう。確かに、障害者にとっての「自立」の意味は、身辺自立や職業的自活として語られ、彼らはそうした伝統的な自立観の下で「自立」困難な存在(ディスアビリティを被る存在)とされてきたのであり、そのような意味での「自立」から「自己決定」を本質的な要素とする「自立」への転換という主張が、彼らが自らの生を肯定的に意味付けるための重要な役割を果たしてきたというのは、当事者の実感に即した把握ではある。しかし、実際には「自己決定」は伝統的な自立観の下でもある意味で重視されてきたのである。というのは、ADLや労働能力も、「自己決定」を認める条件として要求されたものであったと解釈できるからである。「自己決定」が認められる領域が、労働と身体の自己所有・自己制御の範囲に依存するとされるのが近代社会の規則であったことは、立岩が指摘したとおりである[立岩:1997]。自らの身体を用いて労働した成果として受け取ったものが自らのものであり、そうして得られたものの処分に関しては自由に決定してよいというのが、我々の社会の基本的な原理とされてきたのである。この「自己決定」の必要条件は、ADLと労働能力に対応している。このことを踏まえると、障害者が「自

立」に際してこれらの能力を要求されたことは、「自己決定」のための条件を備えることを要求されたということでもある。この意味では、従来から自らの生活を自らコントロールすることが目的とされていたことに変わりはない<sup>15</sup>。つまり、自立生活運動において「自己決定」としての「自立」が主張されたとき、それはADLや労働の能力と「自己決定」が結び付けられてきたことに対して、別の仕方であらうに「自己決定」が認められるべきだという要求だったのである。このことは、横塚の次の主張にも現れている。

経済的に恵まれない我々に向って集めた金で旅行することが悪いというならば生活保護や年金で結婚し子供をつくるなどということは大変いけないことであり、成人して三十や四十になってもなお親に食わせてもらうものいけないことになる。生活保護費は税金として強制的に国民から取り上げたものの一部であり、親の働きは本人の働きではないのである。(中略)「お前達は情けを以て生かすだけは生かしてやるが、基本的人権がどうの、勉強がしたいの趣味を広めたいの、旅行に生きたいのなどと言ってはいかんぞ」ということ、……「松葉つえや車椅子を買うのだからといって金を集めるならわかるが、旅行に行くからというのでは…というのもその現われである。私は我々が旅行に行きたいと要求することは経済的に旅行の費用がだせない、又旅行にもあまり行ったことのないCP者(脳性麻痺者のこと、引用者註)の存在を主張し、常識化した差別意識に対してあえて挑戦しているのだと思いながら募金箱を持って街頭に立っていたのである。(横塚[1981:101])

自らの労働によって生計を立てられる健常者が、その生活において様々な行為を自由に選択できるのに対して、障害者は労働能力を持たないこと（その結果として「経済的に恵まれない」こと）によって、「勉強がしたい」、「趣味を広めたい」、「旅行に行きたい」といった様々な欲求の実現を制約される。このように労働能力の有無によって「自己決定」の可能性が左右されることが批判され、その不当性が主張されたのである。このような主張は社会的に一定の広がりを見せ、今や労働やADLと結びつかない「自己決定」は社会福祉の基本的理念の1つとなっている<sup>16</sup>。

ところで、「自己決定」の主張をこのように理解すると、前節の「労働」をめぐるディスアビリティにおいて確認されたのと同型の問題がここでも生じ得ることが分かる。まず、「できない」状態にあった人の「自己決定」を認めるために、「できる」状態にあった人の「自己決定」が制限される、という問題がある。従来「自己決定」が認められていなかった人のディスアビリティを解消するためには、介助や財の再分配が必要とされるから、その負担を負う人（従来も「自己決定」が「できる」状態にあった人）にとっては「自己決定」の制約、自由の侵害と捉えることができるのである。これを新たなディスアビリティの問題として扱うことには留保を付けなければならないが、少なくともそこには規範の正当性をめぐる相克が生じ得る<sup>17</sup>。

しかし本稿の主題にとってより重要なのは、「自己決定」の主張に同じ「障害者」の立場から批判がなされるということである。その批判は「自己決定」が抑圧的に機能することに向けられている。

・・・新しい（アメリカよりわが国に導入さ

れた）自立概念は自己決定という考え方を持ち込むことで、その対象を拡大することに成功したが、同時に自己決定できない「障害者」を排除してしまったのである。（横須賀[1992:94]）

問題の所在を端的に示すならば、自己決定権論は結果として「決定する自己」、「決定しなければならぬ自己」、さらに「決定すべき自己」という「存在者」を私達の時代の中に浮上させたということであり、それはとりわけ、自己決定を必要としている人達に向けられているということである。（中略）自己決定論はたしかに、そのことによって近代の人権保障の限界を越えて、自由な精神と生き方のはばを広げていく可能性をめざすものでしょうが、他方では、「決定能力」の有無によって、あらたな人と人を区分けし分節していく方向を避け難くするとはいえまいでしょうか。（岡村[1994:13]）

横須賀や岡村が指摘するのは、「自己決定」の主張が、その能力の高低に基づく新たなディスアビリティの源泉となっていることである。「自己決定」の主張によって、それまで「できない」状態にあった障害者が「できる」ようになる側面を認め、そのことに積極的な意味を与えつつ、それでもなお「できない」状態に取り残される人の立場に照準するとき、それは否定性を強化するものとして機能し得るのである。「決定する自己」に価値を認めようとすることは、それが自立生活運動の展開において他者に管理され「決定できない」状態が放置されてきたことへの批判としての出自を持つものであるとしても<sup>18</sup>、「決定すべき自己」であることへの要請へと容易に引き寄せられるのであり、その

ことに敏感であることもまた求められるのである<sup>19</sup>。

ここで前節からの議論をまとめておけば、特定のディスアビリティの解消を目指すことが、ある意味でディスアビリティを生み出す線引きを書き換え、ある人にとってのディスアビリティの否定的な意味を増幅させるという現象を帰結する、という事態が生じる。本稿ではこれをディスアビリティの更新という観点で捉えたい。この現象は、ディスアビリティの解消と表裏の関係にあり、その意味で不可避的であると考えられる。なぜなら、ディスアビリティの解消によって「できる」人が単純に増大する場合には「できない」人にとってのディスアビリティの意味が突出することになり、「できる」人の増大を伴わない場合には、それは新たに「できない」人を生み出していることになるからである。「労働」や「自立」をめぐるディスアビリティの解消に関して、それに対する違和感や懸念が表明される背景には、このディスアビリティの更新という原理的な問題があると考えられる。しかし、「社会モデル」的な立場を共有する従来の議論においては、そうした問題を産む構造について自覚的に検討されてきていない。確かに、ディスアビリティの更新に起因する問題に基づく批判に対して、そうした問題を緩和する何らかの対応が必要であることは指摘されてきたし、そのことは重要でもある。例えば「自己決定」の能力が低いとされる人に関して、彼らの「自己決定」をいかに支援し、彼らの利益にかなうサービスをいかに提供するかといった課題については、実践的にも常に主題化されてきた<sup>20</sup>。しかしここで問題としているのは、そもそもそのように「自己決定」の能力が低いとされる人にディスアビリティが生じる状況を現出させること自体の正当性についてであり、その

前提にある社会の価値選択をめぐる規範性についてである。その限りで、「社会モデル」的な立場からディスアビリティを解消しようとする個別的な状況において、それに伴うディスアビリティの更新という事態を含めて、その意義や帰結に関してどのように判断するのが問われるのである。しかし、社会福祉学を中心として、これまで語られてきた「社会モデル」的な主張は、解消もしくは削減されるディスアビリティのみに着眼した議論に終始しており、その意味で不十分なものであると言える。

さらに、このように解消・削減されるディスアビリティのみに着眼すると、その陰でディスアビリティをめぐるコンフリクトが顕在化し難いような事態を見落としてしまう危険性があることにも、十分注意をはらわなければならない。そうでなければ、ディスアビリティの更新は、ディスアビリティが複合的で重度な人をいっそう周辺化する傾向を持つことになる。これは恐らく、解消されるディスアビリティが、現行の社会において比較的削減が容易なものであり、またその主張が相対的に「できる」状態にある障害者を中心に駆動される、といったことと関連しているように思われる。いずれにせよ、そのようにディスアビリティの更新によって特定の層に不利益が集中するという事態が生じ得るのだとすれば、「社会モデル」はそうしたディスアビリティの解消のあり方とその帰結も含めて分析の対象とすることが求められるのであり、その点に十分自覚的でなければならないはずである。

## 5 「自己決定」と規範をめぐる問題

以上の議論において、特定のディスアビリティの解消は、新たな様相を示すディスアビリティ

の更新を伴うものである可能性を有することが確認された<sup>21</sup>。その限りで、特定のディスアビリティの解消は無条件に望ましいことであるとはいえない。そしてこのことは、社会福祉の基本的理念の1つの到達点であると考えられている「自己決定」の価値についても、同様に指摘され得たのである。

この「自己決定」のもたらすディスアビリティに自覚的な立場から、価値選択を規範的に問題化するアプローチを採用したものとしては、立岩の一連の論考がある（立岩[1997;1999;2000]）。それは、「自己決定」が重要なものであることを認めつつ、「他者性の尊重」というより基本的な価値を置くことで、その否定的な側面を緩和しようとする議論である。その意味では、「自立」をめぐるディスアビリティの一部に対して、その解消を目指すものであるとも解釈できる。この議論においても「社会モデル」的なディスアビリティ解消の方向性は共有されているのだが、その際の価値選択の結果現出する社会が、既存の社会よりも規範的に優越していること、すなわちディスアビリティの解消（とそれに伴うディスアビリティの更新）が社会の「改善」であることを説得的に示そうとしている点で、他の議論とは性格を異にしている<sup>22</sup>。本稿もまた、この議論と基本的な問題意識を共有するものである。しかし、立岩の議論では、「他者性の尊重」という価値が社会の中でいかに機能し得るかについての検討が十分になされているとは言えず、そのためにそこで更新されるディスアビリティの問題を踏まえた考察が困難であるという難点を抱えている<sup>23</sup>。この「他者性の尊重」という価値による「自己決定」の相対化の有する規範的な正当性については検討に値するテーマではあるが、それをここで十分に吟味する余裕はない。そこで本稿で

は、立岩の議論に示唆を受けつつ、「自己決定」の価値を基本的なものとして認めること（それに伴って許容されることになるディスアビリティを一定の条件下で認めること）の意義と限界について、さらに考察を進めてみたい。

ただし、ここまでの本稿での主張を踏まえれば、このように「自己決定」の価値を認め、その上でそこに生じるディスアビリティの問題を考察するという態度には、説明が必要だということになる。なぜなら、価値の相対化とディスアビリティの更新の過程の中で、その地点に踏みとどまって考察を進めることには、それ自体としての正当性はないからである。この点について、その正当性をめぐる議論を十分展開する余裕はないが、ここでは暫定的に「自己決定」の価値を前提とすることの理由を幾つか挙げておくことにする。まず一般的に、ディスアビリティに照準する立場から、ある価値選択が他のものよりも相対的に望ましいものであることの理由としては、(1)そこで前提とされている価値が一般に基本的なものとして承認されていること、(2)そこに生じているディスアビリティが相対的には深刻なものでなく、ディスアビリティの解消に際して克服されるべきであるとされた抑圧性を有していないこと、といったものが挙げられよう。このうち、(1)はその価値を相対化することによって乗り越えようとするアプローチを採らずそれを前提として考察を進めるに当たっての必要条件として要請されると考えられるものであり、(2)は障害学の知見を踏まえた本稿の主張から導かれ得るものである。そこで「自己決定」について考えてみると、(1)に関しては、我々の社会で自由な選択に基づく生活が非常に価値あるものと考えられているという事実から、ある程度理解可能であると考ええる。ただし(2)に関しては、少なくとも従来の「自己決

定」理解を前提とする限り、その条件を満たしているのかどうか疑わしい面もある。前節で見た「自己決定」への批判も、そのことを示している。そこで本稿では、以下でまずその問題性について確認した上で、「自己決定」についての新たな把握の仕方を提示することで、これらの条件が満たされる可能性を指摘することにした。

まず、従来の「自己決定」理解の問題点について確認しておこう。それは「決定すべき自己」という要請が浮上することによって、決定「できない」存在、決定を望まない存在にディスアビリティが生じるというものであった。このことは、従来の「自己決定」理解において、「自己決定」と「自己決定権の行使」とがほぼ同一視されてきたこと<sup>24</sup>と関連しているように思われる。「自己決定権の行使」という主張は他者による生活のコントロールに抵抗した自立生活運動の初発の動機に基づいたものであり、そのようなことが必要とされる文脈は確かにあるのだが、他方でそうした権利の行使を保障しようとする中で、「介助者管理能力」の習得といった生活形成に向けての主体的な努力が必要であるとされ、そのことがディスアビリティの解消を示すものとして位置付けられることが往々にしてあった。このように「自己決定権の行使」の要件が特定化されていく傾向の中で、「自己決定」は介助者を道具化しコントロールすることであるということになり、それを常に満たす状態が望ましいものであり、それを満たさない状態は否定的なものであるという認識が、暗黙のうちに前提とされるようになる。このとき、主体的な行為としての「自己決定権の行使」が「できない」というディスアビリティは十分に否定的なものとなり、そのディスアビリティの扱われ方は抑圧的なものとなる。また、

「自己決定権の行使」の主体はあくまでも当事者であることが前提となるから、望ましい状態（ディスアビリティの解消された状態）を実現するための働きかけは当事者の主体的な行為を促進するようなものに限られることになり、そのように個人に働きかけを行っていくことが「決定すべき自己」への圧力に転化してしまう傾向を持つこともあり得る。さらに、これに関連して、「自己決定権の行使」のための能力（例えば「介助者管理能力」等）が、決定主体である個人に内在するものとして捉えられ、そうした能力を十全に持つ「正常な」人間像へと近づけようとする営為に連続する危険性も指摘できよう。これらの問題点は、上記の(2)の条件に抵触する部分を持っていると思われる。

これに対して、自立生活の実践の中で目指されてきた「自己決定」は、やや質的に異なるものであると考えられる<sup>25</sup>。すなわちそれは、ある領域の行為について、それが「自分で」決定された、あるいは他者によって決定されていないという当事者の主観的な解釈が伴うこと、といったような意味内容を持つものである。ここでは介助者を常に道具化してコントロールすることが求められるわけではないし、介助者を道具化し得なかった場合に常に不満が感じられるわけでもない。つまり、「自己決定権の行使」が常に求められるのではなくて、あくまでも特定の状況において、他者にコントロールされていないという感覚を持つことが重要なのであり、そこでは「決定しない自由」も担保されることになる。また、ここでの「自己決定」は、具体的な行動として現れるものというよりは、当事者の解釈行為に内在し、他者との関係性において成立するようなものである。こうした「自己決定」理解に基づけば、その価値を前提とする場合に生じるディスアビリティの局面も変化する

る。それはまず、決定主体としての個人に関して生じるものではなく、関係性のあり方の中に見出されることになり、その解消・削減のあり方も、介助者側の主体的な行為を含む多様なものとなり得る。本稿ではディスアビリティが個人的因子と社会的因子との関連において生じているという立場を一貫して採用してきたが、さらにこの局面におけるディスアビリティは固定的な関連の仕方において生じるものではなく、個々の具体的な関係性において状況依存的に現れることになるのである。さらに、この「自己決定」理解によれば、障害学が一貫して批判してきた「正常な」人間像という想定を置くことから、相対的に自由になることが可能であろう。個人がある種の能力を保有しているか否かが焦点化されることが、それほど必要とされなくなるだろうからである。

ただ、もちろんだからといって、「自己決定」をこのように捉えればディスアビリティを産出しないということにはならない。やはり、ここでも「自己決定」の価値に照らして望ましい状態とそうでない状態とがあり、望ましい状態を実現できないことはディスアビリティであり得る。また、個人に還元されるある種の能力の高低が全く問われなくなるわけでもない。ただここでは、「自己決定」の意味内容を読み替えることで、相対的に許容可能なディスアビリティの局面を現出させる可能性があるということに焦点を当てたということである。さらに、「自己決定」をめぐる問題の場合、それが実現されているかどうか客観的に判断し難く、それゆえ特にコミュニケーションに関するディスアビリティが伴うような場面においては、そのディスアビリティが顕在化し難いという問題があることについて、再度指摘しておきたい。

## 6 おわりに

本稿では、ディスアビリティの解消に伴うディスアビリティの更新という事態を把握することで、その前提にある価値選択という規範的な問題への着目の必要性が示唆された。このことを踏まえると、ディスアビリティの解消という戦略において問われるのは、既存のディスアビリティを生み出している社会と、別様のディスアビリティを生み出す社会とを規範的に選択するということであり、どのような種類のディスアビリティの解消を目指し、どのような種類のディスアビリティを許容するか、という問いでもある。実際には「社会モデル」は、ここで主題化されたようなディスアビリティの更新に付随する価値選択の問題を常に潜在させていたのだが、そのことはあまり自覚されなかった。例えば、従来の「社会モデル」が知的・精神障害について理論の射程に十分おさめ得なかったことは、「社会モデル」の前提に暗黙のうちにある種の知的能力が想定されていたことと無関係ではないように思われるが<sup>26</sup>、そうしたことは十分問われてこなかったのではないだろうか。本稿では、ここで提起された問題に必ずしも十分答えを与えられたわけではないが、その試みは、様々な具体的なディスアビリティ現象とその解消を目指す主張の前提にどのような規範が存在し、それがどのような機能を果たし得るのかについての詳細な分析に向けての第一歩として位置付けられるだろう。

また、このことは、「社会モデル」が見落としてきたとされるインペアメントの問題に対する新たな視点を提供するものでもある。インペアメントが、特定の差異を「障害」として浮かび上がらせる社会の編成によって生み出されるという意味で社会的に構築されるものであるこ

とは様々な論者によって指摘されてきた。その意味で、インペアメントはディスアビリティに後続し、ディスアビリティのあり方に規定されていると見ることもできる<sup>27</sup>。そうであるならば、どのようなディスアビリティをどのように解消していくかという戦略に内在する規範やそこで更新されることになるディスアビリティのあり方が、インペアメントに対する当事者の意味付けに強く影響していることも推測できるであろう。どのようなインペアメントがどのように意味付けられるかという問題は、個別の状況において当事者がどのような規範を参照するかということと関連しており、それはディスアビリティの把握のあり方と連続しているのである。この点についての検討は別稿に譲るが、「障害」の多様で重層的な位相の把握に向けて、本稿で得られた知見が一定の貢献をなし得るものと考えられる。

#### 注

- (1) その代表的な論者はフィンケルシュタイン (Finkelstein [1980])、オリバー (Oliver [1990]) 等である。なお、本稿におけるインペアメント・ディスアビリティの概念の使用は、基本的にイギリス障害学におけるそれらの用法に従っている。インペアメント・ディスアビリティの概念の整理については佐藤 [1992] を参照。
- (2) 「社会モデル」については次のような見方もある。例えば石川は、「「できる人」が「できない人」に対して、「できない人」が必要としているものを見返りなしに一定程度与えるシステム、共同性、関係性をつくっていく責任が社会にある、という思想が社会モデルです」(石川 [2002a:16]) と述べ、きわめて常識的な思想であると評価している。しかし、本稿では「社会モデル」が「できないこ

と」を相対化することでディスアビリティを解消しようとするという、よりラディカルな側面に着目することにしたい。

- (3) 高度に専門化された医療の体系の中で、障害者が常に医療サービスの対象として位置付けられ、「障害」が治療・回復を目指すべきインペアメントとしてのみ扱われ、当事者の個人的な問題として隠蔽されるとともに、その主体性が無視される構造が存在した。そうした認識に立つて、障害当事者の運動の中で従来の「障害」の扱われ方を批判する文脈で「医療モデル」という言葉が用いられ、それは「社会モデル」と対称的な障害観を示すものとして理解されている。
- (4) これらの「社会モデル」批判については、倉本 [2002]、杉野 [2002]、石川 [2002b] 等でも論じられており、それらは必ずしも「社会モデル」と対立する主張ではなく、むしろ「社会モデル」の射程を広げるものとして評価されている。
- (5) 「社会モデル」は社会に働きかけてディスアビリティの解消を目指すという意味で、「障害」を否定すべきものとして捉える。これは、全く異なる障害観を前提とする「医療モデル」とその一点において共通している (星加 [2002])。
- (6) あらゆる社会が何らかの価値を前提とし、それを基準に何らかの能力を要求するという本稿の着想は、寺本の「これまで精神・知的障害者が犯罪の可能性のある者として扱われてきたということ、それゆえに厳しい差別や隔離が行われてきたことの背景には、ある一定「社会」が歩み寄ったとしても、そこへ乗るための最低限の「能力」、そうした「社会」を変えてもなお残ってしまう能力のひとつとして、危害をなさないという「能力」が問題とされたからではなかったか」(寺本 [2002:207]) という議論に大きな示唆を与えられている。
- (7) ディスアビリティが社会の前提となる価値体系

との関連において生じているのだとすれば、ディスアビリティを解消しようとする戦略は、その価値体系の内部における個別の評価基準（ある望ましさを評価する尺度）を変更させるか、あるいは前提とされている価値そのものを相対化して「できないこと」をなくすことが、その内容となる。これは、平等とは解決すべき問題と使用される知識との組み合わせについての規範的な判断をめぐる問題であり、不平等の告発は評価基準の適切性や評価そのものの正当性を問うものであるとする江原の議論（江原 [1988]）と、基本的な認識を共有するものである。なお、本稿の議論においては、この前者（評価基準の変更）の側面を中心に分析を行う。

- (8) 障害者の村では、あらゆる建造物が車いす使用に合わせて設計される等、「健常者」にとってむしろ不都合な社会が現出する。そこでは「健常者」はディスアビリティを経験し、「障害」を持つ専門家によってサービスのあり方を決定される対象として扱われる。この寓話については倉本 [2002] でやや詳しく紹介されている。
- (9) もちろん障害者が「できない」ことには、インペアメント等の個人的因子も関連しており、「できる」状態にするためにその個人的因子に働きかけることも多い。しかし、それは主に「医療モデル」的な対処法の守備範囲であると考えられるので、ここでは言及しない。
- (10) これはADAで導入された重要な概念の1つで、「職務の本質的部分に関しての能力をもつ障害者」という意味である。
- (11) 例えば、ある職場で働くために文字情報の処理と一定の移動の必要があったとしよう。そのとき、ある環境の下では視覚による情報処理能力や単独歩行による移動の能力が要求され、また別の環境においてはそれらの能力は必要とされないかもしれない。いずれの環境においても、そこで要求さ

れる能力が「本質的」なものであるという理解は可能であるが、情報処理や移動に関して代替手段がある場合には、それらは「本質的」でないという主張がしばしばなされる。

- (12) 立岩 [2001] は、労働における本質的・中核的な要素が何であるのかは論争的であり、その前提にある規範の問題であることを指摘した上で、障害者の労働の権利を擁護する議論を行っている。
- (13) 歴史的な敬意を確認すれば、ADAの成立とそれへの批判が起こる前から、「自立」の主張につながる運動はあった。しかし、そこでも「働けない」ことへの自覚はその根底に流れていたのであり、その意味で「労働」をめぐる問題から「自立」をめぐる問題へという把握の仕方は妥当であると思われる。
- (14) このように書くと、自立生活運動において意志決定をすることそのものが要求されたわけではない、という批判がなされるかもしれない。それは少なくとも自立生活の実践の場においてはある程度当たっている。しかし、なぜ彼らが「自立」を主張しなければならなかったのかという事情を考えれば、そこに他者による生活の管理という否定すべき現実があったのであり、それが否定的であったのは他者によって生活のあり方が決定されてしまうことが望ましくないという認識があったからである。そしてそのポジとしての「自己決定」の価値が主張されたのである。少なくとも運動の戦略としてはそうせざるを得なかったのである。
- (15) 5節でも触れるように、厳密に言えば、自立生活運動において重視された「自己決定」は、一般に流通している私的所有権的な「自己決定」理解と完全に一致するものではなく、またそれが主張される文脈も異なっている。この点については、星加 [2001] で検討した。ただし、ここでの論旨では、両者を同様のものとして理解してもさしつかえないと考えている。

- (16) このことは、現行の社会福祉制度において「自己決定」を実現する条件が十分に整備されていることを必ずしも意味するものではない。2003年の初頭には、支援費制度の導入に際してホームヘルプ事業の「上限設定」をめぐる、多くの障害者団体等による反対運動が展開された。これは、障害者の「自己決定」の条件を確保する制度が未だ不十分なものであると同時に、これまで獲得してきたそうした成果を維持することでさえ必ずしも自明のことではないことを、図らずも示したものであろう。
- (17) 哲学の領域ではリバタリアンの議論がある。それについてはノージック (Nozick [1974=1992]) の議論を参照。
- (18) 日本における自立生活運動の経緯と当事者の実践を理解するために、安積・尾中・岡原・立岩編 [1995] を参照。
- (19) このようにディスアビリティの解消を目指すことがその能力のいっそうの価値化を帰結するという事態が生じる条件については、更なる分析が必要である。本稿で取り上げた「労働」や「自立」に関してはこのような価値化を指摘することができるが、あらゆるディスアビリティ解消の局面においてそうであるわけではない。
- (20) この問題への社会的なアプローチとしては、寺本 [2000] 等がある。
- (21) 3・4節での例示のほか、ろう文化運動の主張にもそうした性質を読み取ることができる。ろう文化運動は、ろうは「障害」ではなく手話という固有言語を有する言語的・文化的なマイノリティであるとして、自らのアイデンティティを積極的に主張した (木村・市田 [1995])。音声言語を操ることが「できない」という意味で社会的な不利益を受けていた立場から、手話という固有の言語を持ち文化を享受することが「できる」存在へと転換しようとしたのである。しかし他方で、それが他の「障害」との差異化においてろうの優位性を主張することになり、また手話の能力によってろう者間に新たな排除を生む可能性があるという懸念が示された (長瀬 [1996])。
- (22) 「社会モデル」の枠組みを利用した通俗的な議論では、解消しようとするディスアビリティのみに着眼するために、それが「改善」であるかどうかを判定する観点を持っておらず、その意味で図らずも相対主義的な色彩を帯びている。相対主義の論理構造に関しては、入不二 [2001] を参照。
- (23) 極簡略化して言えば、他者性概念の曖昧さのためにその内実についてあまりにも多様な解釈を許容してしまうこと、それを特定化すると今度はその状態が実現できないというディスアビリティについて改めて検討しなければならないこと、等が指摘できる。
- (24) 例えば、定藤 [1993] を参照。
- (25) 私的所有権に基づく従来の自己決定論と、自立生活の実践から見出だされる自己決定概念の異同に関しては、星加 [2001] を参照。
- (26) これは、ミル (Mill [1859=1971]) やロールズ (Rawls [1971=1979]) 等のリベラルな理論家とその社会構想の対象となる人々から障害者等を除外したのと同じ構図ともいえる。それをもって彼らを差別主義的であると論難するのは容易かもしれないが、問題はある社会構想を語る上である種の能力の保有は要求されざるを得ず、そこに生じるディスアビリティを覆い隠すために、あらかじめある種の人々を脇に置いたということではなからうか。そしてこのことは「社会モデル」の論者たちにも跳ね返ってくるように思う。
- (27) 例えば、産業社会における均一化された労働力の必要から「働けない」という意味でのディスアビリティが生まれ、その個人的要因としてのインペアメントが特定化されていったということ (石川 [2002b])、また犯罪者の矯正可能性という社会

的関心から知的障害の概念が分節化されていった  
こと（寺本 [2002]）等を念頭に置いている。

#### 文献

- 安積 純子・尾中 文哉・岡原 正幸・立岩 真也（編） 1995 『〈増補改訂版〉生の技法——家と施設を出て暮らす障害者の社会学——』, 藤原書店。
- Crow, Liz 1996 "Including all of our lives : Renewing the social model of disability", Jenny Morris(ed.) *Encounters with Strangers : Feminism and Disability* :206-226, London: The Women's Press.
- 江原 由美子 1988 『フェミニズムと権力作用』, 勁草書房。
- Finkelstein, Victor 1980 *Attitudes and Disabled People : Issues for Discussion*, World Rehabilitation Fund.
- 1981 "To Deny or not Deny Disability", Brechin, A.(ed.) *Handicap in a Social World* : 34-6.
- 花田 春兆 1991 「A D A やぶにらみ」, 八代・富安（編）『A D A（障害をもつアメリカ人法）の衝撃』 122-130, 学苑社。
- 星加 良司 2001 「自立と自己決定：障害者の自立生活運動における「自己決定」の排他性」, 『ソシオロゴス』 25:160-175。
- 2002 「「障害」の意味付けと障害者のアイデンティティ——「障害」の否定／肯定をめぐる——」, 『ソシオロゴス』 26:105-120。
- 入不二 基義 2001 『相対主義の極北』, 春秋社。
- 石川 准 2002a 「今、なぜ障害学か」, 大阪人権博物館（編）『障害学の現在——リバティ大阪講演集——』 :3-20。
- 2002b 「ディスアビリティの削減、インペアメントの変換」, 石川・倉本編『障害学の主張』 17-46, 明石書店。
- 石川 准・倉本 智明（編） 2002 『障害学の主張』, 明石書店。
- 石川 准・長瀬 修（編） 1999 『障害学への招待』, 明石書店。
- 木村 晴美・市田 泰広 1995 「ろう文化宣言——言語的少数者としてのろう者——」, 『現代思想』 23-3:354-62。
- 倉本 智明 2002 『身体というジレンマ——障害者問題の政治化はいかにして可能か——』 好井・山田（編）『実践のフィールドワーク』 189-205, せりか書房。
- Mill, John Stuart 1859 *On Liberty*. =1971 塩尻公明・木村健康訳, 『自由論』, 岩波書店。
- Morris, Jenny 1991 *Pride Against Prejudice*, Women's Press.
- (ed.) 1996 *Encounters with Strangers : Feminism and Disability*, The Women's Press.
- 長瀬 修 1996 「〈障害〉の視点から見たろう文化」, 『現代思想』 24-5:46-51。
- Nozick, Robert 1974 *Anarchy, State, and Utopia*, Basic Books. =1992 嶋津格訳, 『アナーキー・国家・ユートピア』, 木鐸社。
- 岡村 達雄 1994 「自己決定権とは何か——法と現実の間で考える——」, 『ノーマライゼーション研究』 1994 年 年報 :8-14。

- Oliver, Michael 1990 *The Politics of Disablement*, London: Macmillan.
- 大阪人権博物館（編）2002 『障害学の現在——リバティ大阪講演集——』。
- Rawls, John 1971 *A Theory of Justice*, Harvard University Press. =1979 矢島鈞次・篠塚慎吾・渡辺茂訳、『正義論』, 紀伊國屋書店。
- 定藤 丈弘 1993 「障害者福祉の基本的思想としての自立生活理念」, 定藤他（編）『自立生活の思想と展望——福祉のまちづくりと新しい地域福祉の創造を目指して——』2-21, ミネルヴァ書房。
- 定藤 丈弘・岡本 英一・北野 誠一編 1993 『自立生活の思想と展望——福祉のまちづくりと新しい地域福祉の創造をめざして——』, ミネルヴァ書房。
- 佐藤 久夫 1992 『障害構造論入門——ハンディキャップ克服のために——』, 青木書店。
- 杉野 昭博 2002 「インペアメントを語る契機——イギリス障害学理論の展開——」, 石川・倉本（編）『障害学の主張』:251-280, 明石書店。
- 立岩 真也 1997 『私的所有論』, 勁草書房。
- 1999 「自己決定する自立：なにより、でないが、とても、大切なもの」, 石川・長瀬（編）『障害学への招待』79-107, 明石書店。
- 2000 『弱くある自由へ』, 青土社。
- 2001 「できない・と・はたらない——障害者の労働と雇用の基本問題——」, 『季刊社会保障研究』37-3:208-217。
- 2002 「ないにこしたことはない、か・1」, 石川・倉本（編）『障害学の主張』47-87, 明石書店。
- 寺本 晃久 2000 「自己決定の前提となるもの——カリフォルニア州の発達障害者制度にみる——」, 『家族研究年報』24。
- 2002 「犯罪／障害／社会の系譜」, 好井・山田（編）『実践のフィールドワーク』:206-227, せりか書房。
- 八代 英太・富安 芳和（編）1991 『ADA（障害をもつアメリカ人法）の衝撃』, 学苑社。
- 横須賀 俊司 1992 「「障害者」の自立と自立生活センター」, 『ノーマライゼーション研究』1992 年年報:90-102。
- 横塚 晃一 1981 『母よ！ 殺すな 増補版』, すすさわ書店。
- 好井 裕明・山田 富秋（編）2002 『実践のフィールドワーク』, せりか書房。

(ほしか りょうじ、東京大学大学院、hoshi@m5.people.or.jp)

# Reconsider "social model of disability"

On the normative theme that is latent in strategies of dissolving disabilities

HOSHIKA, Ryoji

University of Tokyo

hoshi@m5.people.or.jp

According to the perspective of "social model of disability", the phenomenon of disabilities occur in certain forms of relations of social factors (social values and norms) and individual ones (physical, mental, intellectual conditions as impairment). Therefore, the project of dissolving disabilities is reorganizing its certain forms of relations, and even updating new types of disabilities. In this paper, we aim to consider the norm which is latent in strategies of dissolving disabilities, standing on this presupposition.

MINERVA社会学叢書 最新刊 A5判上製カバー

## ⑬ 震災ボランティアの社会学

山下祐介／菅磨志保著 ● (ボランティアⅡNPO) 社会の可能性  
ボランティアⅡNPO社会の可能性について、阪神・淡路大震災  
時の活動を詳細に吟味することにより考察する。 四〇〇〇円

## ⑱ 社会運動と文化

野宮大志郎編著  
多様な研究例を通して、運動の「構造」ではなく、社会運動の「文  
化的側面」の諸相に迫ろうとする試み。 三五〇〇円

## ⑲ ネットワーク組織論

朴 容寛著  
従来の目的活動的組織からネットワーク型組織への移行過程を分  
析。ネットワーク論の理論化を試みる。 五五〇〇円

## ⑳ 大学生とボランティアに

関する実証的研究 佐々木正道編著  
災害時のみならず環境保護や社会福祉までも範疇に収め、学際的・  
多角的に論じた、学生ボランティアの実証的国際比較。六一九〇円

## ㉑ 連帯の条件

―合理的選択理論によるアプローチ  
M・ヘクター著 小林淳一／木村邦博／平田 暢訳 さまざまな  
社会科学の分野ごとに分けられていた領域を超え、合理的な個人  
の行動にもとづいた連帯の理論を構築する。 四二〇〇円

## ㉒ エスニシティ・人種・

ナシヨナリティのゆくえ

W・L・ワラス著 水上徹男／渡戸一郎訳 人類発祥後、拡散、分  
化や接触、そしてグローバルな統合へと向かう過程を対象に、我々  
が今どこにいてどこに向かっているのかを探る。 三六〇〇円



ミネルヴァ書房

〒607-8494 京都市山科区日ノ岡堤谷町1番地 TEL075-581-0296 (営業部直通) FAX075-581-0589  
http://www.minervashobo.co.jp E-mail:eigy@minervashobo.co.jp 宅配可・価格税別 振01020-0-8076